

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十五年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・三・〇一四号大洲橋青崎線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県広島市南区比治山本町一六番一二号

四 事業地の所在

収用の部分

広島県安芸郡府中町茂陰二丁目、千代及び新地地内

使用の部分

広島県広島市南区大州四丁目及び大州五丁目並びに広島県安芸郡府中町茂陰二丁目及び

新地地内